

駿河台大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

検証結果

貴大学法科大学院から提出された検討結果報告書等を検証した結果、貴大学法科大学院が実施していた過度な司法試験対策に対する改善検討状況について、一定程度の取組みは認められる。

ただし、本協会は、貴大学法科大学院に対して、引き続き次年度以降も、その検証を行うため、同様の検討結果報告書の提出を要請する。

総 評

2008（平成20）年度の本協会法科大学院認証評価結果に際し、本協会は、貴大学法科大学院に対し、「過度な司法試験対策の実施」に関連して、貴大学法科大学院で実施されていた「特別講座」等については、その実施自体の中止、あるいは実施する場合でもその内容および規模等の改善を求めるとともに、貴大学法科大学院における改善に向けた検討結果報告書を2013（平成25年）年度まで毎年提出するよう要請した。

貴大学より、2009（平成21）年10月末までに、以下の資料が提出された。

今回提出された資料は、「検討結果報告書」「2009年度第3回法科大学院研究科委員会議事録（6月3日開催）」「講座等資料」（「駿河台ロースクールニュース・レター（第10号、第11号）」「民事訴訟法判例研究会の予定について」「民法の学び方・教科書の読み方（No. 1～3）」「秋学期開講授業連絡事項『商法（会社法）』2009年8月8日」「法律文章作成のための留意点（メモ）」「法学の学習の仕方」「民事判例の論理の1例」「1年生対象学習指導説明会」「勉強方法について」「駿河台大学法科大学院商行為・集中講義レジュメ」、落合誠一・大塚龍児・山下友信著『商法 総則・商行為』140～145頁（有斐閣、2007年）、「罪数論・競合論」「罪数論の意義」「刑法1」（『法学教室』No.270）132頁、「弁護士の仕事の役割（レジュメ）」「弁護士の仕事の役割（パワーポイント）」「まずは私たち法テラスへ！」「NEWS探偵団知ってる？ 法テラス事務所今開業（中日新聞2007（平成19年）年6月17日）」である。

本協会法科大学院認証評価委員会では、上記資料を慎重に検証した結果、以下の点で貴大学法科大学院が示した過度な司法試験対策の実施に対する検討状況には、一定の取組みが認められると判断した。

特別講座等については、「検討結果報告書」によると、まず、2008（平成20）年度において、当該年度に実施をすでに予定していた、学生の自主的組織である「民事訴訟法判例研

研究会」および次年度開講科目のガイダンス、学習相談会を除き、特別講座等は実施しないことを決定し、また、T Aの勤務を一部停止したと報告されている。そして2009（平成21）年度において、改めてその後の特別講座等のあり方、およびT Aのあり方に関して検討を行ったと報告されている。その検討のポイントは、夏期休業期間中の行事等の内容については、研究科委員会で内容を精査し、適切なものであるか否かを個別に確認する、T Aの行う業務について確認を行う、であるとのことである。このことは、「2009年度第3回法科大学院研究科委員会議事録（6月3日開催）」からも窺うことができる。

また、上記、の検討結果として、次のような改善方策を示した。すなわち、に関しては、研究科委員会において、夏期休業期間に行う全ての行事等について、個別の検討を行い、「司法試験の受験指導あるいはそれに類似した教育」に偏するものを排除することとし、ガイダンスや講演会、学習相談等を実施するとともに、T Aによる特別講座については、未修者向けの民法講座および「『商行為法』集中講義」にとどめることとした。に関しては、T Aによる学習相談は継続して行うものの、学習支援の本来の範囲を逸脱しないことを確認したとのことである。これらの改善方策については、「駿河台ロースクールニュース・レター（第10号、第11号）」等の添付資料によって、その実施が確認できる。

ただし、貴大学が示す以上の検討結果およびそれに基づく改善方策の提示のみをもっては、その取組みがいまだ十分なものであるか判断するに至らなかった。この点については、貴大学自身が「検討結果報告書」において「検討の端緒に過ぎない」としているところでもあり、本協会としても、なお今後の取組みを踏まえ、その検証を行っていく必要がある。

したがって、本協会は、引き続き次年度も、これらの検討状況が十分に把握できる資料を含む改善に向けた検討結果報告書の提出を要請する。